

## 全ての子どもたちの笑顔と未来を守り抜く

Our Mission

少子化の進展は、我が国の社会経済の根幹を揺るがす大きな課題です。少子化を克服するためにも、子どもを産みたい、育てたいと願う誰もが、安心して子育てができる社会を実現しなければなりません。また、生まれ育った環境にかかわらず、全ての子どもに心身の健やかな成長が保障される必要があります。日本の将来を担う子どもたちのために、子育て世代を応援し、全ての子育て世代・子どもたちに多様な選択肢を示すことができるよう、様々な取組を進めています。

### 部局の所掌分野

#### 少子化対策

希望出生率1.8の実現に向け、少子化の要因分析とともに、将来を展望した新たな少子化対策の企画立案に取り組んでいます。

#### 子育て支援サービス (保育・放課後児童クラブ)

保育所や放課後児童クラブ、地域の子育て相談拠点などの整備とともに、保育士等の人材育成・確保、質の向上に取り組んでいます。

#### 児童虐待防止・社会的養育

児童虐待防止に対応するとともに、家庭で子育てが困難な場合の里親や児童養護施設での社会的養育の支援などに取り組んでいます。



児童相談所虐待対応ダイヤル

#### ひとり親家庭への支援

親の資格取得等の就業支援や児童扶養手当などの経済的支援、子どもの学習支援、子育て・生活支援など、ひとり親家庭への自立支援に取り組んでいます。

#### 母子保健の推進

妊産婦や乳幼児への健診や産後ケアなどの母子保健の推進など、妊娠・出産・子育て期を通じた母子の心身の健康確保に取り組んでいます。

### 政策紹介

#### 児童虐待防止・社会的養育

##### ●児童虐待防止

子どもが虐待を受けて0歳で亡くなる、そんな悲惨な事件が後を絶ちません。児童相談所は日夜、子どもの命・生活に向き合っており、その職員の増員(2022年度は約5,700人と2011年から2倍強)や職員の資質の向上など体制を確保しながら施策を実施しています。

また、お腹が大きい妊婦さんや、小さい子どもを連れて親が複数の窓口を歩き来しなくて良いように、妊娠期から子育て期まで様々な家庭の相談を受け付ける一体的な機関の整備などに取り組んでいます。

##### ●社会的養育の推進

日本には親がいない、虐待を受けたなど、様々な事情で家族と暮らせない子どもが4万2千人います。国際的にも子どもたちが温かい家庭に近い環境で成長できることが求められています。このため、「里親」「特別養子縁組」を推進するとともに、このような子どもが暮らす児童養護施設等がより家庭的な雰囲気になるよう、小規模化等を進めています。

#### 待機児童対策

待機児童については、2021年4月1日時点で調査開始以来、3年連続で最少の5,634人となるなど、着実に減少を続けてきています。また、2021年4月より「新子育て安心プラン」に基づき、女性の就業率の上昇も見込んだ上で、2024年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備し、最終的な待機児童解消を図っていきます。

また、「小1の壁」と言われる放課後児童クラブの待機児童も、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2023年度末までに計30万人の受け皿確保に取り組み、その解消を目指しています。

さらに、保育等を担う人材の育成や確保のための支援に取り組んでいます。

これらの取組により、誰もが働きながら安心して子育て

ができる社会の実現に取り組んでいます。

#### 地域における切れ目ない妊娠・出産支援等の推進

近年、少子高齢化が一層進行する中で、希望する人が誰でも安心して子どもを生み育てることができる環境の整備が課題となっています。

こうした中、妊産婦が孤立せず、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援等を推進していくことが重要です。

そこで、出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う「産後ケア事業」について、2019年度に法制化し、2024年度の全国展開を目指すとともに、家庭や地域での孤立感の解消を図るために相談支援を行う「産前・産後サポート事業」を推進しています。



健やか親子21 ホームページポスター

## Hot Topics

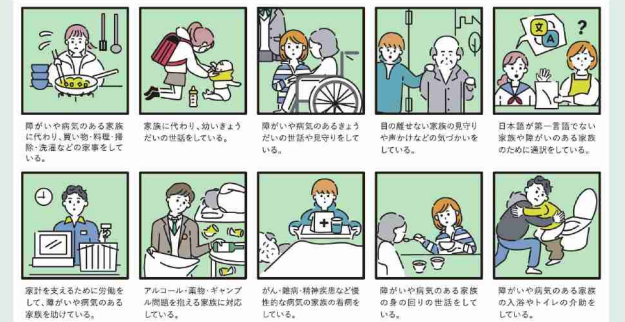
### こども家庭庁創設による「こどもまんなか社会」の実現

政府では、こどもが誰一人取り残されることなく健やかに成長できる社会の実現を目指すため、こども家庭庁の創設に向けて取り組んでいます。子ども家庭局では、こども家庭庁の創設に向けて、関係省庁と連携をしつつ、「こどもまんなか」社会実現に向けた取組の充実・強化を図っていきます。

### ヤングケアラーへの支援

本来大人が担うべき家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆる「ヤングケアラー」は、それらの家事や家族の世話などによって、自身の生活や学業に支障が出ているケースがあり、問題となっています。

学ぶ、遊ぶ、甘えるなど子どもらしい暮らしを送ることができるよう、支援を束ねるコーディネーターの地域への配置を推進するとともに、まずは2022年度からの3か年の集中取組期間として、福祉、介護、医療、教育等関係機関が連携して適切な支援を行っていきます。



いわゆる「ヤングケアラー」はこんな子どもたちです